

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 29 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 28 号

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。